

自然エネルギー大学リーグ設立総会 説明資料

1 目的

日本国内の大学において自然エネルギーの活用等を促進することを通じて、大学活動に伴う環境負荷を抑制し、脱炭素化を目指すこと。

上記の目的を達成するため、大学組織並びに大学の教職員・学生及び知見を有する関係者等が、知見の共有、ネットワーク化、相互研鑽、人材育成、海外大学との交流を通じて、各大学における自然エネルギーの活用等を促進し、自然エネルギー100%を目指す大学を増やす。

なお、自然エネルギー100%等の認定及びフォローアップについては、それらの事業を行う既存の他組織等と連携することとし、本リーグとしての認定等は行わない。

2 組織

① キャンパス会員

学校法人もしくは大学、キャンパス・学部単位の組織会員。総会において、代表者は加重投票権（50票）を有する。年会費5万円。

② 個人会員

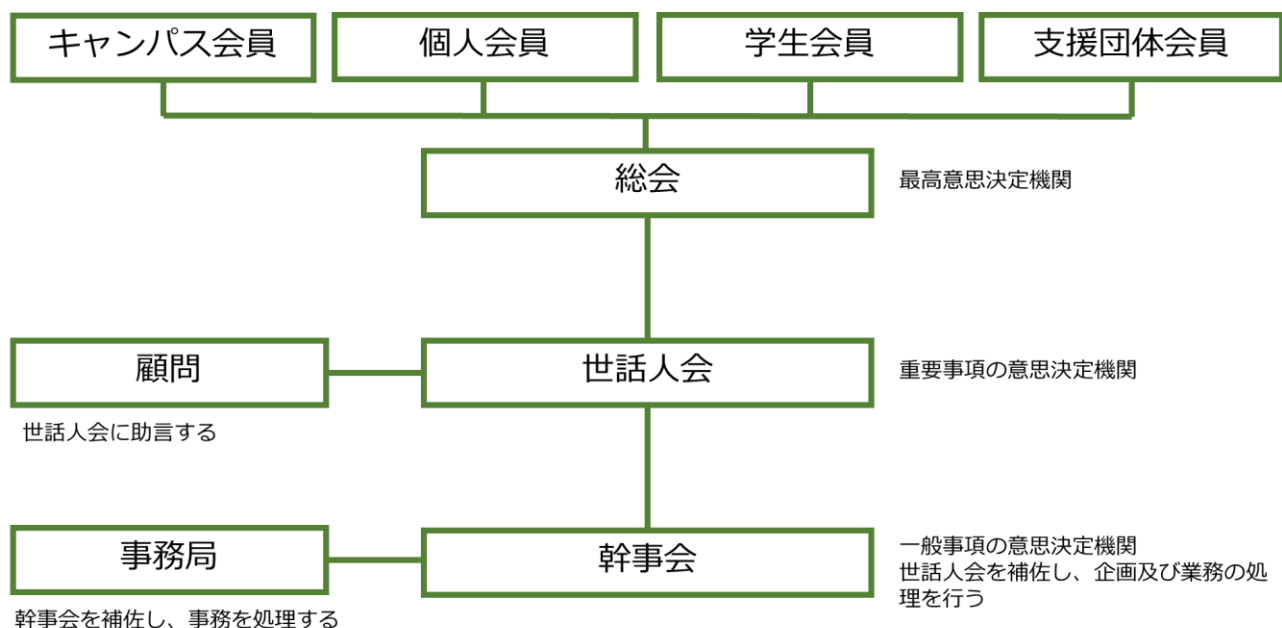
個人としての会員（キャンパス会員・団体会員に属する個人も可）。総会において、一人1票を有する。入会金5千円。

③ 学生会員

大学・大学院等の学生会員。原則として、卒業と同時に自動退会。総会の議決権を有さないが、その他の権利は有する。入会金0円／決意表明文の提出。

④ 支援団体会員

団体・企業・NGOなど大学関係以外の組織会員。総会において、議決権を有さない。年会費一口3万円。



3 事業計画

① 全国大会・総会の開催

- 毎年1回、全国大会・総会を同時・同場所にて開催する。
- 全国大会は、大学における自然エネルギーの活用・脱炭素化等に関する意見交換を行う。
- 総会は、運営に関する決定を行う。

② 定例セミナーの開催

- 大学における自然エネルギーの活用・脱炭素化等に関する情報を提供する。

③ 大学における自然エネルギーの活用等の情報提供

- ホームページの運営、メールニュースの発信等を行う。

④ 国内外の大学・専門機関との交流

- 目標を共有する海外の大学を含め、意見交換と交流を行う。

⑤ 教育プログラムの研究

- 持続可能な社会・脱炭素社会に貢献する人材を育てる手法を研究し、実装を推進する。

⑥ 専門家等とのマッチング

- 会員からの問い合わせに対し、専門家等を紹介する。

⑦ 上記事業に関連する業務

4 役員等

① 世話人

原科幸彦（千葉商科大学学長／代表世話人）、岩切正一郎（国際基督教大学学長）、岸田宏司（和洋女子大学学長）、高祖敏明（聖心女子大学学長）、林佳世子（東京外国語大学学長）、金田一真澄（長野県立大学学長）、曄道佳明（上智大学学長）、越智光夫（広島大学学長）、服部淳彦（東京医科歯科大学教養部長／オブザーバー）

② 顧問

浅岡美恵（気候ネットワーク理事長）、飯田哲也（環境エネルギー政策研究所所長）、大野輝之（自然エネルギー財団常務理事）、武内和彦（地球環境戦略研究機関理事長）、中井徳太郎（環境事務次官／予定）、西岡秀三（地球環境戦略研究機関参与）、浜中裕徳（イクレイ日本理事長）、山本良一（気候非常事態ネットワーク委員長）

③ 幹事

明日香壽川（東北大学教授）、木村護郎クリストフ（上智大学教授）、倉阪秀史（千葉大学教授）、佐々木寛（新潟国際情報大学教授）、竹内彩乃（東邦大学講師）、田中信一郎（千葉商科大学准教授）、茅野恒秀（信州大学准教授）、永田佳之（聖心女子大学教授）、西城戸誠（早稲田大学教授）、浜島直子（千葉商科大学准教授）、Eckhard Hitzer（国際基督教大学上級准教授）、平田仁子（千葉商科大学特別客員准教授）、丸山康司（名古屋大学教授）、三浦秀一（東北芸術工科大学教授）、山下英俊（一橋大学准教授）、分山達也（九州大学准教授）

④ 事務局

田中信一郎（事務局長）、北橋みどり（事務局次長・情報担当／株式会社イー・コンサル）、竹内彩乃（事務局次長・学生担当）、中西悦子（事務局次長・企業担当／パタゴニア日本支社）、浜島直子（事務局次長・行政担当）、平田仁子（事務局次長・NGO・国際担当）、宮後裕充（庶務担当／CAN-Japan）

5 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、自然エネルギー大学リーグ（英名：Renewable Energy University League of Japan）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉商科大学（千葉県市川市国府台1丁目3番1号）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、気候変動を防止し、自然エネルギー社会の形成に貢献するため、大学における自然エネルギーの活用、エネルギー利用の効率化、環境保全に資する行動（自然エネルギーの活用等）を促進する。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 自然エネルギーの活用等に関心を有する大学及び関係者のネットワーク形成の活動
- (2) 大学の自然エネルギーの活用等を支援する活動
- (3) 前号に掲げる活動に関連するその他の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の自然エネルギーの活用等に関する関係者のネットワーク形成
- (2) 大学の自然エネルギーの活用等に関する情報提供
- (3) 全号に掲げる事業に関連するその他の事業

第3章 会員

第6条 本会は、本会の目的に賛同する大学組織、大学に属する個人、活動の支援を行う団体及び個人を会員とする。

2 大学組織の会員をキャンパス会員、支援を行う団体の会員を支援団体会員、個人の会員を個人会員、学生の会員を学生会員とする。

3 正会員を総会議決権50票のキャンパス会員、総会議決権1票の個人会員とし、副会員を支援団体会員と学生会員とする。

(入会)

第7条 入会しようとする者は、世話人会に届け出て、その同意を得た上で、入会手続を経ることとする。

2 前項に関わらず、当面の間（本会発足後1年間を限度とする）は、自然エネルギー大学リーグ準備会の会員を会員として引き継ぐ。

(退会)

第8条 退会しようとする者は、世話人会に届け出ることとする。会員が死亡したときには、退会したものとみなす。

2 学生会員は学生としての身分を失った時点で退会したものとみなす。

3 世話人会は、会費を支払わない会員について、退会したものと決定できる。

(除名)

第9条 会員が、規約等に違反したとき、若しくは、本会の名誉を傷つけたときには、世話人会の同意によって除名できる。

第4章 役員

(種別及び定数)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 世話人 若干名
- (2) 幹事 若干名

(選任)

第11条 世話人は、会員の互選により選任する。

- 2 幹事は、世話人会が指名する。

(職務)

第12条 世話人は、世話人会を構成し、本会を代表し、会務を総理する。

2 世話人会は、世話人会の座長を務め、その業務を代行できる代表世話人を世話人の中から指名できる。

- 3 幹事は、幹事会を構成し、本規約及び世話人会の合意に基づき、業務を処理する。

- 4 幹事会は、幹事会の座長を務め、事務局を統括する事務局長を幹事の中から指名できる。

(任期)

第13条 役員任期は4年とする。

(財政)

第14条 本会の経費は会費、補助金、その他収入をもって充てる。

- 2 キャンパス会員の会費を年5万円、支援団体会員の会費を年一口3万円とする。
- 3 個人会員は入会時に入会金5千円を支払う。
- 4 学生会員は入会時決意表明文を提出する。

第5章 総会

第15条 本会の総会は、毎年1回、世話人会が招集する。

2 総会は、出席した正会員の過半数をもって、世話人を選出し、世話人会が提出する事業計画と予算、決算を承認する。

- 3 世話人会は、臨時の総会を招集できる。

第6章 顧問

(顧問)

第16条 世話人会は、学識経験者等を顧問に委嘱できる。顧問は、本会について責任を負わない。

第7章 事務局

(事務局員)

第17条 幹事会は、本会の事務を処理する事務局員を会員の中から指名できる。

第8章 改正

(改正)

第18条 規約は総会出席者の過半数をもって改正する。

第9章 運営

(運営)

第19条 本規約に定める他、本会の運営に必要な事項は、世話人会の合意をもって定める。

2 世話人会は、規約と事業計画、予算の範囲において、必要な事項を幹事会に委任できる。

附則

1 本規約は、本会の成立の日から施行する。

2 会計年度は4月1日から3月31日までとする。但し、設立年度は翌年度と同じ会計年度とする。

6 ロゴ

知識が広がる：開かれた本が風になびく様子を表現し、「自然の力(エネルギー)」と「この場所で蓄積した知識や活動が社会に広がっていく」ことをシンプルに表現しています。



自然エネルギー大学リーグ

RENEWABLE ENERGY UNIVERSITY LEAGUE of JAPAN



7 第1回定例セミナーのご案内

日時：2021年8月13日(金) 19時～20時

場所：オンライン

内容：「自然エネルギー大学リーグの設立」原科幸彦・千葉商科大学学長
「千葉大学の環境 ISO 活動と学生委員会」倉阪秀史・千葉大学教授
「支援団体報告」パタゴニア日本支社

参加：無料／オープン

申込：自然エネルギー大学リーグホームページから